

東海市共同花壇資材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同花壇を設置又は管理する者に対して必要な資材を交付することにより、花につつまれたきれいなまちづくりを推進するとともに、環境美化意識の高揚を図り、本市の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 資材の交付を受けることができる者は、市内で共同花壇を設置し、又は管理する町内会、自治会、コミュニティ及び東海市アダプトプログラムに登録する3人以上の団体とする。

(交付対象花壇)

第3条 交付の対象となる花壇（以下「交付対象花壇」という。）は、地域の住民が共同で設置、又は管理し、公衆の観賞に供する花壇で、関係権利者の承諾を得たものとする。

(交付資材)

第4条 交付する資材は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 共同花壇の資材の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別に定める交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

なお、第4条別表に規定する2の花苗等消耗品の交付決定にあたっては、書面において通知するものとする。

(資材の交付等)

第8条 第4条別表に規定する1のブロック等原材料の交付は、交付決定後、交付日時等について申請者と協議し交付するものとする。

2 第4条別表に規定する2の花苗等消耗品の交付は、交付決定後、申請者が購入するものとする。

3 交付を受けた者は、交付対象花壇を適切に維持管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

別表

区 分	交付資材	交付限度
1 共同花壇の新設、補修 及び改修に必要な原材料	ブロック、レンガ、セメント 及び山砂等	1 団体につき年 30,000 円 以内
2 共同花壇の維持管理に 必要な消耗品	花苗、種子、球根、土壌改良 剤、肥料及びプランター等	1 団体につき年 5,000 円 以内